

独立行政法人
地域医療機能推進機構

天草中央総合病院附属
介護老人保健施設

施設長: 芳賀克夫

〒863-0033
熊本県天草市東町101番地
電話 0969-22-2111
FAX 0969-22-0660
Email
roken@amakusajcho.go.jp

110号

令和8年7月発行

さわやか

花の日

愛隣保育園園児来訪



5月14日(木)
亀場町の愛隣保育園
の園児の皆さんが来訪
し、各フロアで歌やダ
ンスを披露してくれま
した。元気いっぱい
の園児に利用者様も笑顔
が多く見られました。



菖蒲湯祭り開催

5月7・8日の2日間菖蒲湯祭りを開催しました。

5月5日の端午の節句には、菖蒲湯に入る風習があります。菖蒲の爽やかな香りには邪気を払う力があると考えられ、古くから健康と無病息災を願って親しまれてきました。また、菖蒲の葉は剣のよう

な形をしていることから「強さ・たくましさ」の象徴ともされています。

昔は家族みんなで菖蒲湯に入り1年の健康を願いました。懐かしい思い出をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？



衣替えショッピング

6月15・16日の2日間衣替えショッピングを開催しました。

ご自身でお気に入りの洋服を選ぶ事で、買い物の楽しさや、季節感を味わっていたく機会となりました。色とりどりの洋服を手に取りながら、「これがいいね、涼しそう

うだね」と家族の方との会話も弾み、笑顔あふれるひとときとなりました。

これからも日々の暮らしの中で、楽しみや、生きがいにつながる活動을大切にしていきたいと思っています。



実習生受け入れ

く実習を通して学んだことく

天草市立本渡看護専門学校

川崎妃菜 竹部美咲
松本唯奈 吉田愛華

介護老人保健施設にて、入所・通所・居宅を3週間実習させていただきました。

入所では、約2週間の受け持ちをさせていただき、繰り返し説明し、安心感を与える事や、退所に向けて現在のADLを維持向上できるような、関わり方の必要性を学びました。

通所では、残存機能を残す為に、利用者様のできる事は、自身で行ってもらうような関わり方をされておられる事を知りました。

居宅では、利用者様とご家族の不安や、悩みを

聞きながら、その方にあったケアプランを作成されていると分かりました。

3週間の実習を通して、利用者様のできる事を活かし、住み慣れた場所で暮らしていけるように、それぞれの機関で連携し合っている事を学ぶ事ができました。

利用者様、1人ひとりの思いや価値観を大切にし、安心して療養生活を送れるよう、支援できる看護師を目指していきたいと思います。



学生レクレーションの様子



老年症候群て何？

～事故防止検討委員会～

老年症候群とは、加齢に伴って出現し、特に高齢者の方に多く見られる心身の問題をまとめた総称の事です。

病態が解明され、原因がはっきりしている「疾患」と違い、老年症候群は原因がはっきりしていない事が多く、加齢による心身機能の低下や、精神的・環境的要因で引き起こされる事もあり、特に75歳以上の後期高齢者に多く見られると言われています。

主な症状は次のようなものがあります。

【サルコペニア】

加齢に伴い筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下している状態を指します。特に高齢者の方にとっては転倒や骨折などの様々なリスクの要因となります。

【フレイル】

加齢に伴い身体の予備能力が低下し、健康障害を起こしやすい状態の事で、体重の減少や活動量の低下、疲れやすいなど「虚弱」状態である事を指します。

【老年症候群の予防】

予防のポイントは以下の通りです。

- ・適度な運動
- ・バランスの良い食事
- ・十分な水分補給
- ・社会参加や趣味活動
- ・定期的な健康管理

以上のように、生活習慣の見直しや、栄養バランスの改善の他にも、日課や社会的な役割を持つなども予防活動に繋がります。

利用料金が変わります

令和8年6月より、介護保険報酬改定がありました。介護職員等処遇改善加算の算定利率が引き上がり、訪問リハビリ、居宅介護支援に関しては、新たに算定させていただくこととなりました。ご利用サービスにより、増加金額は異なります。順次、施設・居宅よりお知らせしておりますので、不明点はお尋ね下さい。

※居宅介護支援事業所への支払いはございません。

令和8年8月より、施設利用時の食費が改定されます。

7/31 1850円(朝550円・昼600円・夕700円)
8/1 1950円(朝550円・昼650円・夕750円)
施設入所、短期入所のご利用で、負担限度額認定の第3段階に該当している方は改定があります。

下記の図1をご参照ください。
ご負担を強いることになってしまいますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の更新時期です。
介護保険負担割合証、介護保険負担限

度額認定証の有効期限は、毎年7月31日までとなっております。
介護保険負担割合証は市役所より郵送されます。
介護保険負担限度額認定証は更新の手続きが必要となります。市役所での手続きをお願い致します。
新たな証書が届きましたら、当施設の受付までご提示下さい。



介護保険負担限度額認定がある場合

	(3食/日)	
	(長期入所)	(短期入所)
第1段階	300円	300円
第2段階	390円	600円
第3段階①	680円	1,030円
第3段階②	1,420円	1,360円

図①